

お知らせ版

令和4年

6月1日

総合政策課発行

☎ 582-2111 (代)

新型コロナウイルス感染症対策 子どもの感染拡大防止重点対策

6/12まで
延長

感染力の強いオミクロン株（BA.2系統）により、子どもの感染割合が高い状況が続いており、家庭内の感染も起きています。大切な家族を守るため、家庭内においても感染対策をお願いします。

【家庭内での感染対策について】

- ◆石けん・ハンドソープを使ったこまめな手洗いとアルコール消毒
 - ◆定期的な換気
 - ◆大皿料理を避け、個々に盛り付けた料理の提供
 - ◆コップ・タオルの共有を避ける
 - ◆ドアノブや電気スイッチなど、手を触れる共有部分のこまめな消毒
- <消毒方法>
- ・熱水 ・アルコール消毒液
 - ・塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウムの濃度 0.05% に薄めて使用）
 - ※金属はさびるので要注意

- ・界面活性剤が使われている洗剤（薄めた台所用洗剤、住宅、家具用洗剤など）
- ・次亜塩素酸水

◆家庭内でも、必要に応じてマスク着用、距離をとる（特に、高齢者の感染予防や体調変化時）

◆日々の健康チェックを行い、体調が悪く感じた時は「かかりつけ医」や「受診相談センター」に相談しましょう。

のどの痛みなど、少しでも症状がある時は、登校・登園を控えましょう。

薬局などでの無料検査（PCR・抗原定性等検査）は6月30日日まで期間延長
※感染不安を感じる無症状の福島県民が対象です。

問桑折町新型コロナウイルス感染症対策本部
(健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133)

被災家屋の公費解体・撤去の申請受付

3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受け、り災証明で半壊以上の判定を受けた家屋について、災害廃棄物処理事業制度（公費解体・費用償還（自費解体））に基づき、解体・撤去を行います。

■受付期間 ★期間厳守となります

6月2日日～7月20日日
(土日祝日は除く)

■受付場所

役場 2階 生活環境課 環境係

※混雑防止のため、事前に電話で来庁時間をご連絡ください。

■制度概要

制度	内容
公費解体	被災家屋所有者の申請に基づき、町が所有者に代わり解体・撤去するもの。
費用償還	被災家屋を自らの費用負担により、解体・撤去した所有者に対し、国が定める算定基準の範囲内で、要した費用を償還するもの（見積書、契約書、領収書、工事写真などが必要）。

■対象家屋の条件

- ①り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の判定を受けた家屋（物置など含む）で、全部解体する場合（一部のみの解体は不可）が対象です。
※半壊家屋（大規模半壊、中規模半壊含む）については条件があります。

り災証明書判定区分	公費解体費用償還	条件
全壊	○	・全部解体する場合
大規模半壊 中規模半壊 半壊	○	・全部解体する場合 ・損壊により他人の財産に損害を生じさせる恐れがあるもの。 ・損壊により人的・物的損害が生じる恐れがあるもの。
準半壊 一部損壊	対象外	—

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問生活環境課 環境係 ☎ 582-2123

令和4年福島県沖地震の住宅応急修理支援事業

3月16日に発生した福島県沖地震による被災住宅のうち、準半壊以上の判定を受けた住家に対する修理支援制度の申請期限および修理期限を延長します（5月26日付県通知）。

一部損壊と判定された住家に対する修理支援制度の申請期限は、これまで通りです。

期限延長 準半壊以上の判定を受けた住家

申請期限

(延長前) 5月31日(火) → (延長後) **7月29日(金)**

修理期限

(延長前) 6月15日(火) → (延長後) **9月15日(木)**

これまで通り 一部損壊の判定を受けた住家

申請期限

11月30日(水) 17:00まで

被害の区分 (り災証明書)	支援内容
全壊	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な最小限度の住家部分を応急的に修理します(応急修理は、町が業者に依頼して実施)。 修理限度額 1世帯あたり 59万5千円まで
大規模半壊	
中規模半壊	
半壊	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な最小限度の住家部分を応急的に修理します(応急修理は、町が業者に依頼して実施)。 修理限度額 1世帯あたり 30万円まで

大規模半壊以上は
資力要件なし

中規模半壊以下は
資力要件あり

被害の区分 (り災証明書)	支援内容
一部損壊	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な最小限度の住家部分を応急的に修理した費用が 20万円以上 金銭給付 10万円支給

資力要件あり

※申請時に、証明する書類が必要です。

- り災証明書
- 修理前、中、後の状況が分かる写真
- 修理内訳が分かる契約書、領収書、見積書など
- 世帯主の振込先口座情報が分かるもの

※限度額までの支払いは、町から業者へ直接支払い。

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。

ご相談や、詳しい内容は問い合わせください。

固建設水道課 都市整備係
☎ 582-2127

住宅・ブロック塀の耐震化などを支援します！

6/1から
受付開始

補助
1

木造住宅耐震診断(募集数:10件)

耐震診断
+
補強計画
自己負担額
6千円

木造住宅の耐震診断を希望する人に対し、診断者の派遣を行います。

【対象住宅】次の全ての要件に該当する住宅

- ①町内に存する住宅
- ②所有者自ら居住する住宅
- ③昭和56年5月31日以前に建設された住宅
- ④在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅
- ⑤過去にこの事業による耐震診断を受けていない住宅

補助
2

木造住宅耐震改修(募集件数:2件)

一般改修
最大**100万円**
階段改修
最大**60万円**

耐震診断(補助1)により、耐震基準に適合しないと診断された木造住宅の耐震改修工事、現地建替工事費用の一部を助成します。

補助
3

ブロック塀などの耐震改修・除却(募集数:10件)

改修・建替
最大**10万円**

地震などにより、倒壊の恐れがあるブロック塀などの改修、撤去、造替工事費用の一部を助成します。

【対象となる塀】

- ①道路に面していること
- ②道路面からの高さが80cm以上であること

補助
4

瓦屋根の耐風改修(募集数:5件)

改修
最大**55.2万円**

地震などにより、被災した屋根瓦の耐風改修工事(瓦の緊結、スレートや金属板へのふき替えなど)費用の一部を助成します。

【対象工事】令和2年国土交通省告示により、改正された告示基準に適合する改修工事であること。

ご相談や、詳しい内容は問い合わせください。
固建設水道課 都市整備係 ☎ 582-2127

児童手当現況届が原則廃止されます

町で児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届を提出する必要がありましたが、今年度から原則提出が不要となりますので、毎年送付していた現況届は、今年から送付されません。

ただし、以下に当てはまる人は引き続き現況届の提出が必要です。6月中にご連絡ください。

■引き続き現況届が必要な人

- ①施設・里親の受給者②戸籍のない児童を養育する人
- ③配偶者からの暴力などにより住民票と異なる市町村で児童手当を受給する人
- ④離婚協議中で配偶者と別居中の人
- ⑤前年度の現況届が未提出の人
- ⑥その他、町が提出を求める人

■変更届の提出について

町で児童手当を受給する人で、次の変更事項があっ

た場合は、現況届の時期にかかわらず、随時、変更届出の提出が必要です。変更があった場合、必ず変更日から15日以内に届け出てください。

- ①離婚や婚姻をした
- ②受給者や児童の住所を変更した（町外に転出した）
- ③受給者や配偶者が公務員になった
- ④厚生年金から国民年金など、加入年金の変更
- ⑤（配偶者や児童の住民票が町外にある場合）配偶者や児童の住所が変わった
- ⑥児童を養育しなくなったなどの理由により、対象児童がいなくなった

※必要な届出が遅れたために、児童手当の過払いが生じた場合は、過払い分を返還していただきます。

■提出先・問い合わせ 健康福祉課 子育て支援係（役場1階 5番窓口） ☎ 582-1133

来年春の入学者向け「就学相談会」

安心して小学校に就学できるよう、不安や心配事、悩みのある人を対象に個別の「就学相談会」を開催します。個人情報、相談内容などは秘密厳守します。気軽にご相談ください。

■日時 6月27日（月）～7月1日（金）

個別に日程調整を行い決定します。

■場所 町役場

■その他 相談にあたり、幼稚園などの関係機関から情報を提供いただく場合があります。

■申し込み・問い合わせ

6月14日（火）までに下記へ申し込みください。申込締切後、日程調整してご連絡します。

※上記の期間外でも随時相談を受け付けますので、気軽にお問い合わせください。

岡町教育委員会 教育文化課 こども教育係
☎ 582-2403

農業者年金受給権者現況届 忘れずに提出しましょう！

農業者年金を受給されている人は、年金を受給するために現況届の提出が必要です。現況届の提出がないと、農業者年金の支払いが差し止めとなりますので、ご注意ください。

■期限 6月30日（日）

■場所 農業委員会事務局（産業振興課内）

【経営移譲年金を受給している人】

経営移譲年金受給者については、農業を営んでいた、農業所得の納税申告などの支給停止事由に該当していないかの自己チェックをしてから農業委員会に提出してください。自己チェックが漏れていると、現況届は受理できませんのでご注意ください。

岡町農業委員会事務局 ☎ 582-2126

内部被ばく検査の実施

6月の内部被ばく検査（ホールボディカウンタ）実施日をお知らせします。

■日時 6月21日（火） 10:00～16:00

■場所 町保健福祉センター「やすらぎ園」

■予約先・問い合わせ

健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133

※前日までに、電話予約をお願いします。

不動産取得税の特例措置

■原子力災害により被災した場合の特例措置

原子力災害により居住制限区域、帰還困難区域、避難指示解除準備区域内にある家屋およびその敷地に代わるものを取得した場合、一定の要件を満たしていれば、申請により特例措置による軽減を受けることができます。

■三世代同居・近居住宅を取得した場合の特例措置

子育て支援策の一環として、県内に三世代以上の人が同居または近居する住宅を令和7年3月31日までに取得した場合、申請により不動産取得税の一部について軽減を受けることができます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

岡福島県北地方振興局 県税部 課税第一課
不動産取得税チーム ☎ 521-2694

町公式
LINE

友達追加で
町の新着情報などがすぐ見れる！

登録はこちらから



「イコーゼ！」プールの利用制限

小中学校の授業で全コースを使用するため、次の期間の一般利用は休止となります。ご不便をかけますがご協力をよろしくお願いいたします。

■利用制限期間 6月2日(金)～7月15日(金)

10:00～15:30 (土日は通常開放します)

※7月18日(月)以降の利用は改めてお知らせします。

制限期間中でも、次の時間帯は利用できます。

- ・3回目…15:45～17:45 (時間変更)
- ・4回目…18:00～20:00

☎教育文化課 生涯学習係 ☎582-2403

「よも～よ」書架リニューアル

3月に発生した地震により、図書室2(一番奥の部屋)の利用を中止していましたが、書架を新しくし、図書も入れ替え、5月24日(火)から利用を再開しました。お探しの図書も探しやすくなっていますので、ぜひご利用ください。

また、インターネットで図書を検索・予約することもできます。詳しくは右記QRコードからご確認ください。

ネット検索・予約▶



☎中央公民館分室 遊学館よも～よ ☎582-5388

夏期水泳教室参加者募集

期間 6月20日～9月16日

水中トランポリン、水中自転車を使用したサーキットトレーニングです。筋力増加に効果的！こおり健康ポイントも3つゲット！インボディ測定で自分の体を知り、トレーニング後の効果も確認しましょう。

【成人向け】アクアサーキットトレーニング

■曜日 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日

■時間 19:00～19:45

■受講料 各コース6,000円(初回に納入)

※別途プール利用料金がかかります。

※1回500円でお試し参加ができます。

※各コース全12回(定員各10人)

※複数コース申込可能

※教室を同じ週の別日に振り替え可能

■申込期限 6月10日(金)

■申込窓口 イコーゼ

※応募者多数の場合は抽選となります。

☎屋内温水プール「イコーゼ！」 ☎582-3129

詳しくはこちら



旧伊達郡役所 現場見学会 災害復旧保存修理事業

国指定重要文化財「旧伊達郡役所」の工事現場見学会を開催します。

現在、福島県沖地震の災害復旧、経年劣化による保存修理工事を行っています。普段は見られない旧伊達郡役所の貴重な姿を見学できますので、ぜひご参加ください。

■日時 6月26日(日) 1回目 10:00～
2回目 10:45～
3回目 11:30～

■場所 旧伊達郡役所前
(開始10分前に集合してください)

■人数 各回20名 ※団体参加も可能です。

■参加費 無料

■駐車場 ①旧伊達郡役所前ポケットパーク
②福島信用金庫桑折支店様駐車場

■申込期限 6月17日(金)

■申し込み・問い合わせ

教育文化課 生涯学習係 ☎582-2403

まだまだ募集中！みんなで学ぼう！ 中央公民館一般講座

	私と家族の「そうぞく」	第2回館長杯 ポッチャ大会	立体紙ヒコーキ作り ※小学5・6年生対象
日時	6月15日(金) 10:00～11:30	6月24日(金) 9:30～11:30	6月26日(日) 9:30～11:30
会場	イコーゼ 多目的スタジオ		
内容	明治安田生命の専任講師による「相続」が「争族」にならないための講座	初心者でも楽しめます。3～5人のチームによる実戦を通して、ポッチャの楽しさを味わいます。	オリジナルの立体型紙ヒコーキを作って飛ばそう！先着20人まで！
申込	6月8日(金)締切	6月17日(金)締切	6月1日(火)から受付開始

■申し込み・問い合わせ 中央公民館(イコーゼ内) ☎582-3129

町独自利子補給補助金

最大5万円

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、「桑折町中小企業経営合理化資金保証融資」を利用する人を対象に、利子補給補助金を交付します。

■対象者

桑折町中小企業経営合理化資金保証融資を受け、次の要件を全て満たす人

- ・町内に本店または主たる事業所を設置する法人または個人
- ・町税に滞納がないこと

■補助額（最大5万円）

融資の契約の日から令和5年3月31日までに支払った利子相当額

■申請期間

令和4年6月1日～令和5年3月10日
(上記期間中に実行された融資に限る)

■申請について

この補助金は桑折町中小企業経営合理化資金保証融資を受けた人が対象となりますので、先に融資の相談、申し込み手続きが必要です。

■融資の相談・申し込み窓口

福島信用金庫桑折支店、東邦銀行桑折支店、福島銀行桑折支店（北福島支店内）、桑折町商工会
☎産業振興課 商工振興係 ☎582-2126

「GoToEat こおり」 食事券発行します！

第2弾
プレミアム率
66.6%

お得なプレミアム付食事券を利用して、感染予防対策に取り組みながら頑張っている町内の飲食店を応援する事業です。詳細は、本日配布のチラシをご確認ください。

■内容

1セット5,000円分の食事券を3,000円で販売

■購入条件

どなたでも購入可能（1会計につき3セットまで）

■事業スケジュール

- ・参加飲食店および食事券販売店募集
商工会にて随時受付中
- ・販売開始日
6月10日金
- ・使用期間
6月10日金～10月31日月

☎（委託事業者）町商工会 ☎582-2474

（主催）産業振興課 商工振興係 ☎582-2126



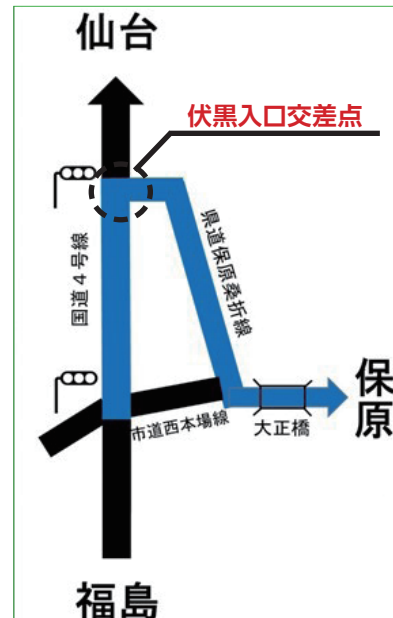
国道399号伊達橋通行止めに伴う 県道保原桑折線の通行について

伊達橋の通行止めに伴い、現在、大正橋（県道保原桑折線）を迂回路として通行いただいておりますが、大正橋たもとのT字交差点は見通しが悪く交差通行が危険なため、福島、桑折方面から保原方面へ向かう際には、図のように**伏黒入口交差点**から県道保原桑折線に進入するようお願いいたします。

また、県道保原桑折線について、一部幅員が狭く、歩行者、自転車などとのすれ違いが危険な箇所があるため、通行には十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

☎県保原土木事務所 ☎575-2151



松くい虫防除事業（空中散布） を実施します

今年もヘリコプターによる松くい虫防除空中散布を実施します。対象は、半田山周辺の松林です。騒音などでご迷惑をかけますが、下記のことにご協力をお願いいたします。

■実施日 6月8日(木)、9日(金) 4:00～12:00

※天候条件で翌日以降に順延になる場合があります。

■作業ヘリポート地点 半田山自然公園 多目的広場

■注意事項

- ①散布後はより安全を期するため、半田山周辺への入山は1日（24時間）おいてからお入りください。
- ②散布区域に隣接した家屋では窓を閉め、洗濯物などは外に出さないでください。
- ③散布当日は、自動車などを散布区域近くに置かず、薬剤がかかった場合は、直ちに水洗いしてください。
- ④散布区域内や周辺の桑や飼料作物などは、散布前に採集しましょう。また、散布後の家畜飼料や山菜は、散布当日より8週間経過後に採取してください。
- ⑤作業中は、作業区域内に近寄らないでください。
- ⑥農業による中毒の症状の疑いなど、体調に違和感を感じた場合は、医療機関を受診してください。

☎産業振興課 農林振興係 ☎582-2126

有害鳥獣対策のお知らせ

◆「クマに注意！」

5月19日午後3時ごろ、南半田の蛇沼付近および、同月22日午前9時ごろ、半田山登山道でクマの目撃情報がありました。気温が上がり、クマの活動が活発になる時期です。早朝や夕方の農作業や日中外出する際は、クマ鈴やラジオなど身につけ、対策をとるようお願いします。

【クマに出会わないために】

- ・クマ鈴やラジオを身につけ、人の存在を知らせる。
- ・早朝や夕方は、ヤブや果樹のある場所に近づかない。

【クマと遭遇してしまったら】

- ・大声で叫んだり、石などを投げつけない。
- ・クマから目を離さずに、後ずさりしながら慌てずゆっくり立ち去る。背中を見せて走って逃げない。

◆サルパトロール実施中

中山間地域で、12月15日までサルの花火などによる追い上げなどを実施しています。ご協力をお願いします。

◆電気柵、ワイヤーメッシュ柵で農地を守りませんか

有害鳥獣による農作物被害を防ぐには電気柵が最も有効です。町では、電気柵、ワイヤーメッシュ柵を設置する人に対し、その経費の一部を補助します。補助を受ける場合は、電気柵などを設置する前に申請が必要です。

- ・対象者 町内の農地を所有または耕作している町民
- ・対象経費 電気柵などの設置に要する資材代
- ・補助額 購入経費の3/4以内の額（上限10万円）
- ・補助制限 補助は同一年度内に1回限り

固産業振興課 農林振興係 ☎582-2126

生ごみ処理容器を斡旋販売します

町行政連絡員連合会では、家庭から出る生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器「コンポスター」や「EMボカシ容器」、今年度から新たに「水切りバケツ」も加え、処理容器のあっせん販売を行います。購入希望者は、下記より申し込みください。町から購入費補助があります。

■申し込み・問い合わせ 6月17日昼までに、町行政連絡員連合会事務局（生活環境課 環境係 ☎582-2123）へ電話で申し込みください。

※商品は7月中旬頃配達予定。

※EMサポートは発酵処理期間を要するため、2個必要。

※補助は、1世帯2個まで。

種類	規格	自己負担額
水切りバケツ	11ℓ	1,000円
コンポスター	130ℓ (60cm×60cm)	4,050円
	190ℓ (72cm×71cm)	4,650円
	230ℓ (80cm×68cm)	5,250円
EMサポート	15ℓ	1,600円



EMサポート



コンポスター



水切りバケツ

令和4年度採用会計年度任用職員（フルタイム職員）募集

随時募集

勤務場所	職種	資格	採用予定人員	勤務時間・給与・社会保険
醸芳保育所	フルタイム 保育士	保育士または幼・小・養護いずれかの教諭資格	5人	[勤務時間] 7:30～19:00の間（7時間45分） 週5日（土曜日有） [雇用期間] 採用決定後から令和5年3月31日まで [給与] 月給166,700円 [社会保険] 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

■提出書類および申し込み受付

下記書類を、教育文化課（役場3階教育委員会）へ提出（郵送可）してください。なお、採用者が決定するまで受け付けます。

- ①指定の履歴書（教育文化課で配布する他、町ホームページからダウンロードできます）
- ②資格を有することを証する書類（免許状や保育士証などのコピー）

■試験方法

- 一次試験：書類審査
- 二次試験：口述試験（個別面接）

■一次試験の合否発表、採用など

後日、本人宛てに通知します。

■二次試験の合否発表、採用など

- (1) 後日、本人宛てに通知します。
- (2) 採用決定者は、令和4年7月1日から雇用予定
- (3) 給料は、行政職給料表に基づき支給します。
- (4) 一定の要件を満たす場合、通勤手当、超過勤務手当、期末手当などを支給します。

■その他

保育業務を参観したい場合は、下記まで問い合わせください。

■問い合わせ・郵送先

〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7
町教育委員会 教育文化課 こども教育係
☎582-2403 FAX582-2470